

令和6年度介護報酬改定にかかる確認事項について

令和6年5月

介護保険課 長寿支援係



目次

- 1 経過措置が終了となる事項 P. 2-3
- 2 運営基準 P. 4-16
- 3 減算の導入について P. 17-19



1 経過措置が終了となる事項

感染症対策の強化

業務継続に向けた取組の強化



認知症介護基礎研修の
受講の義務付け

高齢者虐待防止の推進

施設系サービスにおける
口腔衛生管理の強化

施設系サービスにおける
栄養ケア・マネジメントの充実

事業所医師が診療しない場合の減算の強化



令和6年度から **義務化**



1 経過措置が終了となる事項

注意点

認知症介護基礎研修

の受講の義務付け

介護に直接携わる職員のうち、

医療・福祉関係の資格を有さない者について、

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること

☆ 原則 e ラーニングで実施すること

☆ 詳細は次のURL参照（福島県ホームページ）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kourei-ninntishoukaigokennshuu2.html>



2 運営基準

令和6年度より義務化となる項目について改めて確認します



01 感染症対策の強化 (P.5-8)

02 虐待防止のための体制整備 (P.9-12)

03 業務継続計画 (BCP) の策定 (P.13-16)



01 感染症対策の強化

感染症対策検討委員会の開催

メンバー

- 幅広い職種で構成（感染対策の知識を有する者を含む）
- 内部関係者のみの構成 → 可
- 外部の感染症対策の専門家等と連携 → なお良い
- 他の検討委員会と一体的に実施 → 可

開催頻度

- 通常 → 概ね 6 月に 1 回以上開催
（施設系は 3 月に 1 回）
- 感染症流行時 → 随時 開催

検討内容

- 感染症対策委員会その他感染症に関する事業所内の組織に関すること
- 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備に関すること
- 指針に基づく感染症の予防及びまん延防止の平常時の対応、発生時の対応に関すること

⇒ 委員会の決定事項は全職員へ周知する



01 感染症対策の強化

指針の整備

事項

平常時の事業所内の衛生管理

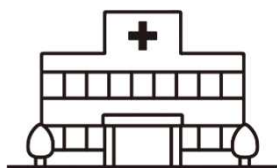
感染症発生時の状況把握

ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策等）

感染症拡大の防止策

医療機関、保健所、市町村等の関係機関との連携

事業所内の連絡体制



01 感染症対策の強化

研修の実施

方法

内部研修として実施

※新規採用職員→別途研修を行うことがのぞましい

(居住系・施設系は必ず実施)

⇒ 記録に残す

内容

- 感染症対策の基礎的内容の適切な知識の普及啓発
- 事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの実践

《参考資料》

「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」 等



実施回数

年 1 回以上実施 (居住系、施設系は年 2 回以上)

01 感染症対策の強化

訓練（シミュレーション）の実施

内容

- 事業所内の役割分担の確認
- 感染対策をした状態でのケアの演習 等

⇒ 机上訓練＋実地訓練がのぞましい

《参考資料》

厚生労働省老健局

「新型コロナウイルス感染症 感染症発生シミュレーション～机上訓練シナリオ～」 等
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>)

実施回数

年 1 回以上実施（居住系、施設系は年 2 回以上）



02 虐待防止のための体制整備

虐待防止検討委員会の開催

メンバー

- 管理職を含む幅広い職種で構成
- 内部関係者のみの構成 → 可
- 外部の虐待防止の専門家等と連携 → なお良い
- 他の検討委員会と一体的に実施 → 可

開催頻度

定期的開催
(概ね 6 月に 1 回以上開催することがのぞましい)

検討内容

- 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- 虐待防止のための指針の整備に関すること
- 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること
- 従業員が虐待等を把握した際に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること
- 再発防止策を講じた際の効果についての評価に関すること。 等

⇒ 委員会の決定事項は全職員へ周知する



02 虐待防止のための体制整備

指針の整備

事項

事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項

成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等に対する当該指針の閲覧に関する事項

その他虐待防止の推進のために必要な事項



02 虐待防止のための体制整備

研修の実施

方法

指針に基づいた研修プログラムを作成し、内部研修として実施

※新規採用職員→別途研修を行うこと

⇒ 記録に残す

内容

虐待等の防止に関する基礎的内容で、適切な知識を普及・啓発するもの



実施回数

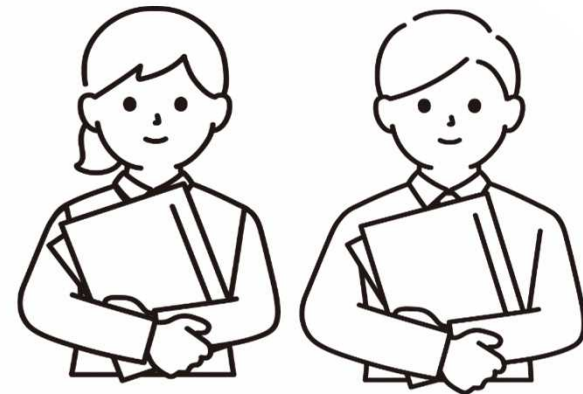
年 1 回以上実施（居住系、施設系は年 2 回以上）



02 虐待防止のための体制整備

担当者

専任の担当者を配置する
虐待防止検討委員会の責任者と同一人物がのぞましい



03 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画の策定

感染症

○ 平常時からの備え

→体制構築、感染症予防の取組、
備蓄品の確保等

○ 初動対応

→担当者の選任、マニュアルの整備等

○ 感染拡大防止体制の確立

→保健所との連携、濃厚接触者への対応、
関係者との情報共有、事業継続の方策等

自然災害

○ 平常時の対応

→建物設備の安全対策、
ライフラインが停止した場合の対策、
備蓄品の確保等

○ 緊急時の対応

→業務継続計画発動基準、
優先する業務、対応体制等

○ 他施設及び地域との連携



03 業務継続計画（BCP）の策定

研修の実施

方法

内部研修として実施

※新規採用職員→別途研修を行うことがのぞましい

（居住系・施設系は必ず実施）

⇒ 記録に残す

内容

- 業務継続計画の具体的内容を職員間で共有する
- 平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解を図るもの



実施回数

年 **1** 回以上実施 （居住系、施設系は年 **2** 回以上）

03 業務継続計画（BCP）の策定

訓練（シミュレーション）の実施

内容

- 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認
- 非常時のケアの演習 等

⇒ 机上訓練＋実地訓練がのぞましい

実施回数

年 1 回以上実施（居住系、施設系は年 2 回以上）



03 業務継続計画（BCP）の策定

市への届出について

提出時期 → サービス更新時
業務継続計画のみを届け出る必要はありません。



3 減算の導入について

高齢者虐待防止措置未実施減算

→ 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※福祉用具貸与は3年間の経過措置期間あり



3 減算の導入について

業務継続計画未策定減算

○ 施設・居住系サービス

→ 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算

○ その他のサービス

→ 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備および非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しない

※訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については令和7年3月31日までの間減算を適用しない



3 減算の導入について

重要

高齢者虐待防止措置未実施減算 および
業務継続計画未策定減算 については、

届出がない場合、

令和6年4月より「減算型」での請求となります。

通常型で算定するには、

算定開始月の前月15日までに届出が必要です。

